



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成27年5月26日

担当	埼玉労働局労働基準部監督課 監督課長 子安 成人 主任監察監督官 野中 信孝 TEL 048-600-6204
----	--

労働条件などの監督指導結果（平成26年）を公表します

～労働時間の違反は過去5年間で2番目の高水準～

埼玉労働局（局長 阿部 充）は、埼玉県内の労働基準監督署が平成26年（1月～12月）に実施した労働条件に関する企業への立入調査（以下「監督指導」※1）結果を取りまとめましたので公表します。

- 1 県内2,724事業場に監督指導を行い、1,810事業場（66.4%）に労働時間、賃金、安全対策などの最低基準を定めた労働基準関係法令の違反を確認しました。
違反率は過去5年同水準で推移しており、全国とほぼ同水準です。
(⇒参考資料1頁の図1)
- 2 違反事項は、労働時間702件（25.8%）、安全衛生基準484件（17.8%）、労働条件の明示460件（16.9%）、割増賃金不払365件（13.4%）などです。
労働時間の違反件数及び違反率は、過去5年間で平成25年に次いで2番目に高い水準です。
(⇒参考資料2頁の表1及び3頁の表3)
- 3 さらに、労働時間の業種別の違反率は運輸交通業51%（155件中79件）、清掃業（ビルメンテナンス業を含む）が38.3%（349件中134件）、製造業30%（702件中215件）、商業30%（419件中128件）などです。(⇒参考資料2頁の図3)
特に運輸交通業は過去5年連続して全業種中最も高い違反率となっており、長時間労働を前提とした労務管理、運転者不足などの要因があると考えられます。
- 4 埼玉労働局では、今後も労働者などから寄せられる相談等情報を踏まえ、長時間労働等の問題が疑われる事業場への的確な監督指導を実施するとともに、運輸支局等関係行政機関と連携して、業界の自主的な改善に向けた取組を行っていきます。

※1 労働基準監督官が企業（事業場）に立ち入り、実地に調査・指導を行うもの。

次頁以降に参考資料を掲載しています。

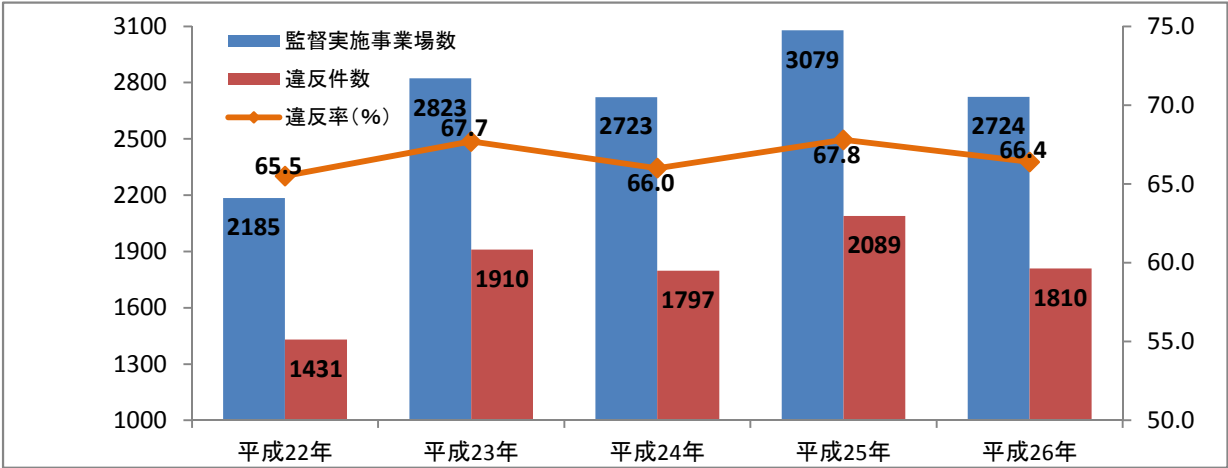
1 監督指導の実施状況

(1) 平成 22 年以降に埼玉県内の 8 労働基準監督署が実施した立入調査（監督指導）の実施事業場数、違反件数、違反率は図 1 のとおりです。

平成 26 年は 2,724 件のうち 1,810 件（66.4%）で労働基準関係法令違反を確認しました。また、労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等行政処分^{※2}は 83 件です。

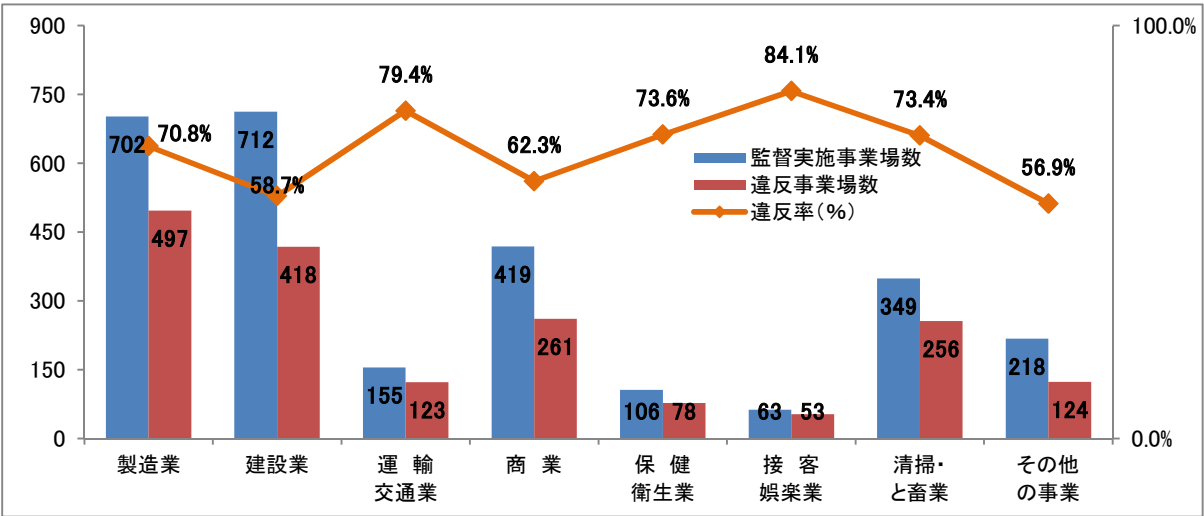
※2 足場に手すりが設けられていない、労働災害発生が危険性の高い機械・設備等について安全措置を講じるまでの機械等の使用又は作業を禁止する措置

図 1 平成 22 年～平成 26 年 監督実施状況



(2) 平成 26 年監督実施 2,724 件の業種別内訳は図 2 のとおりで、製造業 702 件のうち 497 件（70.8%）で法令違反を確認しました。同じく、建設業 712 件のうち 418 件（58.7%）、運輸交通業 155 件のうち 123 件（79.4%）、商業 419 件のうち 261 件（62.3%）などとなっています。

図 2 平成 26 年監督実施 2,724 件の 業種別内訳



2 主な違反事項

(1) 主な違反事項は労働時間 702 件 (25.8%)、安全衛生基準 484 件 (17.8%)、労働条件の明示 460 件 (16.9%)、割増賃金 365 件 (同 13.4%) などです。

表 1 平成 26 年の主な違反事項

主な違反事項	労働条件の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生管理体制	安全衛生基準	定期自主検査	健康診断
違反件数	460	702	365	263	205	371	484	115	312
違反率 (違反件数÷監督対象 2,724)	16.9%	25.8%	13.4%	9.7%	7.5%	13.6%	17.8%	4.2%	11.5%

表 2 主な違反事項の例

事項	違反の例
労働条件の明示 (労基法 15 条)	労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・労使協定の締結・届出なく法定労働時間（1 週 40 時間又は 1 日 8 時間）を超えて労働させている。 ・労使協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法 89 条)	10 人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成・届出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
安全衛生管理体制 (安衛法 11～12 条)	安全管理者又は衛生管理者を選任していない。
安全衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・機械に有効な安全装置を設けていない。 ・墜落防止用の手すり等を設けていない。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	動力プレスやフォークリフト等の特定の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を行っていない。

(2) 平成 22 年以降の労働時間の違反件数と違反率は表 3 のとおりで、件数、違反率ともに平成 25 年に次いで 2 番目に高い水準です。

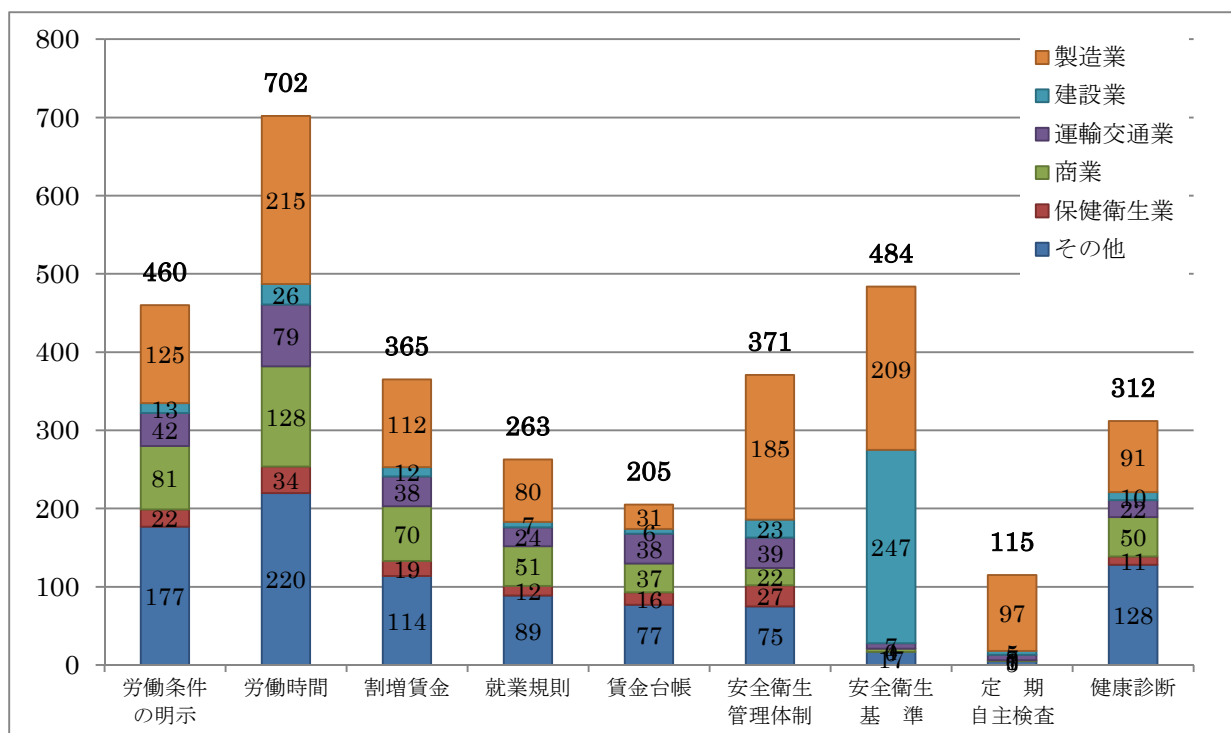
表 3 労働時間の法令違反の件数及び違反率

労働時間の違反割合（労働時間の法令違反件数÷監督指導実施事業場数）				
平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
24.4%	24.9%	24.1%	27.4%	25.8%
(2,185 件中 534 件)	(2,823 件中 702 件)	(2,723 件中 657 件)	(3,079 件中 844 件)	(2,724 件中 702 件)

(3) 主な違反事項の業種別内訳は図 3 のとおりです。

労働時間の違反件数は、その他の事業、製造業、商業、運輸交通業の順です。

図 3 平成 26 年主な違反事項の業種別内訳



(参考) 労働時間の法令違反の事例

ア 新規事業の立ち上げに伴い慢性的な人手不足となり、時間外労働の労使協定の締結・届出がないまま、1ヶ月平均約 180 時間の時間外労働を行わせていた例（商業）

イ 受注した仕事が長距離運行を必要とするものであったが、交代要員を配置していなかったため、担当する自動車運転者の 1 ヶ月の拘束時間（労働時間と休憩時間の合計）が最大で 400 時間に及んでいた例（運輸交通業）